

会議における
議事の経過
及び発言の要旨

1. 開会
 2. 会長あいさつ
 3. 報告事項
 - (1) 地域包括支援センター運営業務委託料等に係る消費税の過払いについて(資料1)
- (事務局より説明)
- 地域包括支援センター運営業務委託料等に係る消費税の過払いについてご説明させていただきます。
- 本市では、地域包括支援センターを市内9圏域に設置しており、うち8圏域について業務を委託し、委託料を支払っております。本来、この業務委託料に関しては、消費税法第6条の規定により非課税であるべきところ、非課税事業であると認識していなかったため、平成28年度の委託開始から令和4年度まで誤って消費税を含んだ契約を行っており、消費税相当額を過払いしていたことが判明いたしました。
- 同様に、在宅医療・介護連携推進業務委託料、生活支援体制整備業務委託料および認知症初期集中支援業務委託料についても過払いをしており、4事業、延べ11法人に対し、消費税相当額1億155万4974円を過払いしておりました。
- 続いて、対応の経過についてです。まず、受託法人に対しまして、訪問しご説明とお詫びをさせていただきました。また、市の不適切な事務処理について、事実関係を明らかにしたいとの考えから、去る4月20日付で議会および報道機関に公表させていただきました。
- 今後このようなことの起こることがなきよう、国等から送付される制度改正や関連する通知文書等について、これまで以上に精査し、対応の要否を遺漏なく把握するとともに、事務処理の適正な執行を徹底してまいりたいと考えております。
- (委員)
- この過払いについては、各法人が過払い金を返納するという事を確約したのですか。
- (事務局)
- 受託法人との対応については、現在協議いただいているところであります。現段階での明確なお答えは控えさせていただきます。
- (委員)
- 分かりました。ただ、こうした間違いの話をこの会議にまず話さないのはおかしくないですか。勝手に消費税を返還してもらおうという話を進めるのは筋が通らないですし、一番初めにこの場に話すべきではないかと私は思っています。
- (委員)
- 今委員がお話なされたように、なぜこういう大切なことを市で主催している地域包括支援センター運営協議会に報告がないまま、マスコミに公表してしまったのか、説明をしていただけますか。
- (事務局)
- この件に関しましては、当然運営協議会に報告することを考えましたが、まずはご迷惑をお掛けしている法人の皆様にご説明することを第一に考えて進めさせていただきました。その後の報道については、市の明らかな間違いであることを長期間公表せずにいるわけにもいかないために、4月20日付けで報道機関および議員の皆様にご報告させていただきました。
- 運営協議会へのご報告がこの時期まで遅れてしまったことについては、大変申し訳なく思っております。

(委員)

やはりこういう大切なことをこの場で報告をして、ご意見をもらい、そのご意見について市の方で協議をするべき話ではないかと私は考えているのですが、それがなぜできなかったのでしょうか。市の体制の問題なのか、そこが納得できていないのですが、その辺はいかがでしょうか。

(会長)

委員からの質問ですが、時期的な問題や市の体制の問題、あとは運営協議会と市の関係性、この協議会で協議するべき事項であるのか、早急に報告するべき事項のものであったか、その辺の説明があればお願いします。

(事務局)

先程も申しましたが、本件については、契約事務における私どもの設計上の明らかなミスであるということが間違いのないことでございまして、その説明の方を優先させていただきました。対応については市の方で協議をいたしまして、消費税分は契約書上においても消費税相当額ということで記載をされておりましたので、市としては減額し、ご返還していただきたいという旨をご説明する以外はないという判断をいたしました。そのため協議会に諮り、対応についてご意見をいただいたとしても、その方針はおそらく変えられないということを考えておりました。今後の対応については、ご意見をいただきまして、真摯に受け止めていきたいと考えております。

(委員)

私の思うところをお話させてもらいますと、今回、担当する地域包括センターの所長に関しても部長に関しても、こういうことが発覚するときにあたって本当にかわいそうだなというふうに私は思っています。

平成28年度の委託時からということになれば、その時の担当者あるいは担当責任者がやはりきちんと責任を取るべき内容ではないかと思えます。その辺は、改めて市の方できちんと処分を検討していただきたいと思っています。先程起きてしまったことへの対応の話がありましたが、やはり返還するということは相当な労力を必要とします。まして1億円以上のお金を全部各法人から返還を求めるという話です。そうでなくても、地域包括支援センターの実情から言えば委託料だけでは賄いきれず、結局持ち出しをして、それぞれ地域の住民のために貢献をしているという状況があります。これでもし返還できないというような話が出てしまった場合、返還したところと返還していないところがあれば、返還したところはある意味で損をしてしまうわけです。ですから、返還してもらうのであれば、やはりどんな形であっても返還ができるように各法人と話をし、5年とか10年とか、返還可能な方法で全法人に返還を求めていくというようなことが望ましいのではないかと私は思います。

今後業務委託をする際には、やはり法人が不利益にならないよう、委託料の増額や上乘せということをきちんと考えて委託契約を結んで欲しいです。そうしないと今後、地域包括支援センターや様々な業務に関して、受託先がなくなってしまうような気がします。こんな金額では受託できませんというようなことが起きてしまい、地域包括支援センターの機能が果たせないようなことになれば大きな問題です。市は積極的にその対応を提示して、委託料を増額するような予算計上をしていただきたいと思えます。結局は税金が使われているものなので、やはりその内容も公開してやるべきことかなと私は考えますがいかがでしょうか。

(事務局)

まず職員の処分の関係でございまして、この件に関しましては、現在

事態が円滑に収束できるよう注力している状況でございます。その結果がある程度出た後で、市として判断をしていくことになるかと考えております。

また、委託料等の関係でございますが、平成28年当初から基本的にはこの委託料というのは、今回間違いであった消費税の税率が変わった際の増額と人員が明らかに増えた際の増額というは行っておりましたが、抜本的な単価の見直し等はしておりませんでした。今回、様々な法人の皆様からのご意見もあります。また、高齢者人口や相談件数もどんどん増加してきております。それに伴い、業務量も多くなってきているという状況も把握しておりますので、業務に見合った金額の設定についても真剣に検討してまいりたいと考えております。

(会長)

この見直しは毎年やるものでしたでしょうか。いつぐらいからこの見直しをされる予定なのか、もし目安がつかうようでしたらお示しいただけますか。

(事務局)

業者選定については3年間を期間として、業者選定委員会の募集要項の中で初年度の基本的な経費額をこちらに入れて募集をさせていただいております。ただ、実際の契約については、単年で実施しておりますので、高齢者人口が増えた場合や定員が増えた場合には、その分を増額して契約することも過去にございました。今は令和5年度ですので、令和6年度に向けて、これから予算編成等々が始まりますので、その辺を含めて検討をさせていただければと考えております。

(委員)

返還に関して、各法人どのくらいずつ返還するのかということが分かっていると思いますが、その返還に関しては各法人の状況に合わせて個別に対応していくということでのいいのでしょうか。それと、実際の返還金額や返還期間が決まった後には、来年度からの委託料というものに大きく影響してくると思います。そうしますと、もう来年度の委託料から各法人に対して今回の話に見合った部分の補填、あるいは現状以上への引き上げをしないと地域包括支援センターの運営が成り立たないということにもなりかねないので、ぜひ、令和6年度の委託料から検討をしていただきたいと思います。

(事務局)

返還の方法については、現在のところ決まっておきませんが、平成29年度から令和3年度までの期間を返還していただければと考えております。個々の法人によってご事情もあると思いますので、その辺はそれぞれの法人さんの状況に応じて、5年とか分割というのを相談させていただければと考えております。

また、委託料の見直し等につきましても先程も申し上げましたが、予算編成に間に合うように、返還の方も含めてになりますので、令和6年度に間に合うように検討を進めていければと考えております。

(会長)

返還の金額に変更はないけれども、返還の期間については、個別に対応したいということですね。分かりました。

(委員)

今の話もきちんと決まったらこの運営協議会に報告をしてください。中身を委員が知らない状況で進めていくのはよくないことだと思います。やはりこの協議会というのはそれほど大切な会であるので、きちんと報告をして、そのご意見をいただくような形をとっていただきたいと思っております。

(事務局)

大変申し訳ございませんでした。今後は、対応等を法人の皆様と話し合いを進めていきたいと考えております。ある程度の段階になりましたらば、逐次ご報告なり、ご相談させていただければと考えております。

(会長)

委託料についても何度かご説明があった通り、高齢者人口や人員によってこの金額に設定して、こんな形で委託したいという説明がこれまでもございましたよね。今後こんな方法で金額を決めていきたいといった方針が出たら、この会で説明なりをしていただければということでもよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

会長からもぜひそのように進めて欲しいということを市に言って欲しいです。これまでは私の意見なので、協議会の方向性として、ぜひそういうふうに進めて欲しいということを会長から言っていただければ、とてもありがたいと思います。

(会長)

お話を伺うと、各事業所でも税理士さんや経理の方が大変だということが分かります。これまでも地域包括支援センターを委託するときに、金額等をこの協議会で提示して説明を受けた経緯がありますから、今後におきましても、金額の方の算定方式については、協議をさせていただきたいと思いますので、事務局の方よろしくお願いできればと思います。

4. 議事

- (1) 介護予防ケアマネジメント業務及び介護予防サービス計画作成業務の委託状況について（資料2-1、-2）

(事務局より説明)

本件につきましては、伊勢崎市地域包括支援センター運営協議会規則第2条第1項第1号のウの規定に基づき、センターが第1号介護予防支援事業および指定介護予防支援の業務の一部を委託できる指定居宅介護支援事業所の選定について、本協議会において報告し承認をいただくものでございます。

資料2-1は、今年度当初時点での地域各地域包括支援センターが委託契約を締結した居宅介護支援事業所数を表にしたものでございます。

まず、地域包括支援センター北・三郷は、計37事業所と委託契約を締結いたしました。契約した事業所名については、資料2-2の通りでございます。圏域ごとの委託事業所一覧になっておりますので、ご確認をお願いいたします。

地域包括支援センター南・茂呂は、計43事業所と委託契約を締結いたしました。

次に、地域包括支援センター殖蓮は、計42事業所と委託契約を締結いたしました。

次に、地域包括支援センター宮郷は、計34事業所と委託契約を締結いたしました。

次に、地域包括支援センター名和は、計30事業所と委託契約を締結いたしました。

次に、地域包括支援センターと豊受は、計28事業所と委託契約を締結いたしました。

次に地域包括支援センター赤堀は、計26事業所と委託契約を締結いた

	<p>しました。</p> <p>次に、地域包括支援センター東は、計27事業所と委託契約を締結いたしました。</p> <p>最後に地域包括支援センター境は、計34事業所と委託契約を締結いたしました。</p> <p>9圏域を合計いたしますと、計301事業所で委託契約を締結しております。今年度契約している実居宅介護支援事業所数は、市内58事業所と市外22事業所の計80事業所となっております。</p> <p>また、公平性の観点から様々な居宅介護支援事業所へ委託しているもので、本市においては委託比率をおよそ80%としているところでございます。令和5年度は令和5年4月利用の1ヶ月分を、令和4年度は12ヶ月分の委託率を表にしております。</p> <p>(会長)</p> <p>ただいま事務局より説明がございましたが、ご質問等はございますか。ご質問がないようですので、議事を終了させていただきます。</p> <p>5. その他</p> <p>事務局より、今年度は計3回の開催を予定しているとし、2回目を7月20日、3回目を12月26日に開催する予定であることを説明。また、必要に応じて、追加の開催もあることをお伝えした。</p> <p>6. 閉会</p>
--	---